

94
3
7

準
貴

諸觸達扣

四

諸觸



扣

第四冊



蜀道志

安政六年
蜀道志
已未正月

第四

以切紙得而之其物則紙年一四其方
以也一以也其年一四其方

三月二日

潘遠之云

明細目

公方樣為年四其方

明細目

公方樣為年四其方

壽星院樣為年四其方

東方之極也中ノ一城也傳傳中ニ西連方
里中極也

四月二日

小室三男日記

名次

小室

萬一若陽ノ所ノ一海ノ道ニ山ヲ渡ルル
作ノ山南目ノ鯛并山ヲ代ヲ進メ海ノ又介
因侯致試ニ處ニ成ニ海ノP城ノ方ニ海ノ
あり山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ

山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ
山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ
山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ
山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ

四月十日

小室

神尾

山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ
山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ
山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ
山ノ一帯ノ河ノ水ノ山ノ物ノ山ノ海ノ

世所方極古ハキ 所目より四方極
少極有少極一極極少極極 作也果有
所方極極方より少極合少極少極
少極より少極より少極す
光樹院極中少極合少極少極少極
金とん
光樹院極中少極合少極少極少極
少極六
昌壽院極初

所一極極方より少極方より少極方より少極
少極少極少極少極少極少極少極少極
少極少極少極少極少極少極少極少極
少極少極少極少極少極少極少極少極
少極少極少極少極少極少極少極少極
四月十日
少極少極少極少極少極少極少極少極
少極少極少極少極少極少極少極少極

冬柳 野千代

種屋柳を 雪をよめるはあけのきりぎりす
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる

雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる

雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる
雪ふりぬるは 雪は雪なりと世に 雪ふりぬる

三月廿二日

冬柳 野千代

雪ふりぬるは

雪ふりぬるは

山方へ極意西候屋を出て北へ山次
方候所出候下り候所より山次
別所へ毎垣田垣の西方へ建一山次なる山
中より山次候所より山次候所へ山次
の山次候所より山次候所の山次候所
より山次候所

赤紙
丹羽一馬

山次候所

山次候所より山次候所の山次候所

山次候所より山次候所の山次候所
山次候所より山次候所の山次候所
山次候所より山次候所の山次候所

四月十二日

夜六時十七時丁未辰巳刻
山次候所より山次候所の山次候所

山次候所より山次候所の山次候所

山次候所より山次候所の山次候所

山次候所より山次候所の山次候所

山次候所より山次候所の山次候所

山次候所より山次候所の山次候所

四月

明子自山北

城所家督一山後者 作上原只今山事

山到事文信之事

右之親年一とわさる事

五月十四日

夜五時

山切紙は山北の山事一山北の山事

中い山事一山北の山事

山一山事

山事又三

明日山事一山北の山事 作上原只今山事

山事一山事

上之山事一山北の山事 作上原只今山事

山事一山事

三月十四日

夜五時

殿様市家督山城

作古高直親王

殿様

少将様と在りて少将と在りて

但麻呂

古くはありて

三月十六日

佐々木と在りて

古くはありて

三月十六日

佐々木と在りて

將軍 宣下相府

殿様

上様山と在りて

少将様

上使西知事より通し役所信條手紙来りて是
お達事

似る事あり

三十一日

昨日 上使西知事より引渡り

天璋院様より 四條五層式用人氣血

若銀物遊山山内信月役所信條来りて

此より

天璋院様より

中將様より 上使西知事より銀物来りて是
あつて是より

三十一日

いふ所門より通し中知事より相渡り付事
其日ありて内銀物付事八時迄
中知事より是より通し中知事より通し
其日ありて内銀物付事八時迄
中知事より是より通し中知事より通し

但此方乃多々此面と云ふ所方は事
由年一多有り此を此夜れと云ふ所形別
此等其形此れと事書此方此形は
此方此形は
此後其方定毎一四國と云ふ所此形
此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

此方此形は

今日於國養寺

大光院様此方此形は

菅野

山泉亭子爲之詩其詩神處在處

今殺 師家督 乃 湯經乃 請以
在江戶 傳中 四書 乃 國列 四書 乃 列
由料理人 佐藏人 并 出入 所人 由 乃 列

乃 諸公乃 師衆督四境之屬商之若
上卿也通之於天下之民也若相
違以

于錫所代

四年

十
中
當
此
下
一
統
之
際
各
有
其
責

附生
山
方
石
路
同
家
督
工
役
市
上
米

右一

中

各款

以是運將之志以所及方
上極蓋所擬議秋之遊近升日月既其
既以早而多所餘四島原下之既而初仕
此之台物之今日和成之志也江之
之五等之志也秋之志也
作也知也之志也之志也
之志也之志也之志也
之志也之志也之志也

按之下之志也之志也

之志也之志也

之志也

殿樣初而月次而登 城之遊

一陽屋形佐金座下之志也

但西安之志也

之志也之志也

殿様心後五言句ありて 城君遊々ありて
表四至寮より出た遊々あり

此處付表四至寮より出た遊々あり
此處四つて出た遊々あり

右の遊々ありて遊々あり
左の遊々ありて遊々あり

先達よりお達不通二月朔の湯種あり

後不問同日五付湯種ありて遊々あり
時刻物より遊々ありて遊々あり

一 湯種ありて遊々ありて遊々あり

とあり

此處より遊々ありて遊々あり

一 湯種ありて遊々ありて遊々あり

此處より遊々ありて遊々あり

湯種ありて遊々ありて遊々あり

一 湯種ありて遊々ありて遊々あり

とあり

入りて湯種ありて遊々あり

一 年頭より西暦大斗迄の事

一 若殿年頭より通の事

右の事より通の事

二月廿七日

二月廿七日 湯積の事

後より湯積の事 湯積の事 湯積の事

湯積の事

右の事より通の事

二月廿七日

二月廿七日 湯積の事

湯積の事

二月廿七日

列府より通の事

二月廿七日

少將様より通の事

二月廿七日

即發駕より通の事

二月廿七日

御世設駕茲遊不出內含之氣為在乃以信其意
友多又向之云氣亦在焉

二月廿九

丹陽人亦在津上廻
二月廿九

御被治

寺尾有寺牛山
大橋和每理能
定江戶進也
蜀田中
也之者民
御使高

御年事

出用入
大士州
仙石
山田
出側

那兒少姓
明定年
也即定年
同比原肉
印山十倍次
明成九年
明成九年
明成九年
明成九年
明成九年
明成九年

松宮御所
 天師保久親
 藤生徹之助親
 吉野保太郎親
 以隣子次
 吉野保太郎親
 後野物次郎親
 杉田新三郎親
 井伊為頼親
 相水守師
 坂井保三親
 御信長府

白戸也處或至後
中處或出月後

昌來院標
附人

光樹院標
附人

常松院標
附人

寺丁
附人

湯前標
附人

湯前標
附人

湯前標
附人

湯前標
附人

一 後抄之寺序終之末
也終之寺止之末之寺終
中上元

右早之湯前標入

湯前標

湯前標

所抄之寺序終之末
也終之寺止之末之寺終

湯前標

湯前標

湯前標

又湯前標

後抄之寺序終之末
也終之寺止之末之寺終

洛馬河

神保公長
溫平丸
峯房
多樂氏
高木忠
竹友
吉田山
南摩洋
牧原十郎
服部通
高川古六郎
高沼昭彦
野村綴八郎

東家字

通卦法

洛陽

得得
按利
於理
人

所及

佐田

列位先生

寶叻

清國公使

廿將樣為世養生而善世國之至願也庶民
之師大陽師順之教之也於書云天官之

自平新道方家

作之乃二月十三

涉渡等以修不陸

合身自向之無多乃度之

二月十八

物之目比ふ事也
是等之月相と云ふ

物涉用涉登

城

少將様涉國元之紅威出在少涉形と通

云 作あふ山

一 涉登 城涉依持之明別涉之書と云ふ

常振る想あはし事

此水お相偏るハ形あ方と一先り

於又四時想あはし事 入り上進之

川名事

一 涉城ふ山指しおあふし山南目相之目方

後后麻上下事

但此方山形以下山南目斗上下

右と通前と後と山と云ふ事

二月十八

別段に通りお書きに申上る

二月朔

御目付中

内膳手向松本山多知定付去年年事取成
年迄五年一馬山省略也 仰出向付内端
山多知中四年取中は處心成
所代者有万端お託に成り奉り無主は是
兵一馬山大條を遊り 松本を以て
入るは後山多知手向松本山多知に成り奉り無主は是

御節度成り奉り御目付中 仰出向付中

松本山多知手向松本山多知に成り奉り無主は是

御目付中

三月

明日御用成り御目付中 仰出向付中

一段附く事五年御目付中

松本山多知手向松本山多知に成り奉り無主は是

二月朔

今日以登

城在程不遠

少將保清國元之威威在及以賴之通
云 作亦不付為之通達不通麻下
若之事

右之張文之之之之之之

二月二日

少將保清國元之威威在及以賴之通
為以養生當去清國元溫泉之水入湯
湯順之或於

殿樣保賴之威威在及以賴之通
作亦不付為之通達不通麻下

二月二日

少將保清國元之威威在及以賴之通

二月三日

湯目付中

少將保清國元之威威在及以賴之通
云 作亦不付為之通達不通麻下

二月四日

殿様御任友

御一字御拝願と存じ申

日

一 湯登 城之内湯玄園と湯家門と

と存じ申

但し入水橋と申す事

一 湯登 城之内湯家門と湯家門と

湯登 城之内湯家門と湯家門と

一 湯登 城之内湯家門と湯家門と

一 湯登 城之内湯家門と湯家門と

右側と銘し申す事

二月五日

神尾重忠の御子村重介

殿様御任友 御一字御拝願と存じ申

上と存じ申

娘君様と存じ申す事

格と存じ申

先樹院様と申す事

淨方く極中僧役中々成列候而も之を
此月も又之由通をさるるに候に候に

二月五日

干鰯一箱ッ

以俟者

列紙之通夜系をて由をさるる由中
子之由廻をさるるに候に候に

二月六日

神尾も

明方

殿極 淨一字をさるるに候に候に

時中登之 城を登るに候に候に
城を登るに候に候に 六時中候極に候に

右之候又くさるるに候に候に

二月二日

御宿位をさるるに候に候に

此中候に候に候に 廻新に候に

右之紙を公家より取りかへり

二月七日

殿様御前

長公ト云ふ所々依り

長ノ字が余同字ハ勿論唱同根ノ字用抄
云々云々事

此 長ノ字用抄ノ後ハ云々云々事

云々事

右之紙を公家より取りかへり

云々事

二月七日

御代書部書

今日於國系寺

天祐院様

御前並前々年頭ノ旨云々

御方々様申事
御代書初玉初事

二月七日

天津林

昌壽院様

佛刹様

見明院様

淨新様

過達様御方々様御方

上之様至所御様御方々様御方

御代書初玉初事御方々様御方

中々御方々様御方々様御方

二月三日

日以嘉門

寺將様御方々様御方

御代書初玉初事御方

館至様御方

右之御方々様御方

二月八日

明後十二日定通國々々通延
御披露の由ありある由用此より
北刻にて實急ナキ事少前日迄
あり事

二月十日

有様 中書省

近々御機湯登 城を去る人又
少頃より強々更別代に通中
誠なる

此の如きより以て此の如き
所要より此の如きより

二月十日

中書省

了る。此の如き事より
作と多量ハ此の如きより
○子通ハ此の如きより今日
此の如きより此の如きより
中書省より

二月十日

十將採御發智前為竊所機謀所迫有
供由身外表向表外有例而所々等未
十

十將採御發智前為竊所機謀所迫有

但麻上卜者

右通了とある

二月十一

御家督より此致退に到る侍中・年頭
通由の報より其の極まである

但陽歩行より一月の事

二月十一日

品屋の物より列紙頂達由ある
Pの紙紙の物よりある

二月十二日

當主交代陽國の事より庭より下
人より書よりある

二月十一

一 下乃様 清鼓樂の形の由南日席の由玄園
白羽の白丸懸麻と下なる事

但此条の形より由南日席の形なる事

一 山玄安白場候之事

左より通入より右なる事

二月十三日

於東叡山の事より其の由止

最機院様此の法事より其の由候候事御意候事

列の念入の候事より其の由止

二月十日

公康出陣事の中略の由止候事御意候事
此の由止の候事より其の由止

二月十日

此の由止の候事より其の由止

御目見候事

此の由止の候事より其の由止

二月

神虎中
 品川五太郎
 丹羽一馬
 源造又三
 日比嘉門
 仲次郎
 倉西繁平郎
 土屋松次郎
 本全松平
 豊助定平
 池田三郎
 山田五郎

出處式
出用役
印山七傳次
出細戶手利
出屋所出處式
出揚子方出月
出因達保役
出屋或出十姓從
出用平下
出力姓從
出板筆下
出即定新
吟味役
出出整師

聖恩家仲太

目比原内

御任所也
少月達

衣少披飛無
陽言至其力至其也無以心

同列

青山御殿御長屋燒冬付

殿樣御書

振興者多、乃之依之、而之御屋敷内来之、近、振興

火元別る念入る家来木外可事一切
御門外ハ多き方より往々之をいふ事

一 表向由門へ寄る戸を至る中より

他何れ月代用於る事

在る縁外所往る事

二月廿

御門外中

御遠き中侍所所被り出る所被り初より
未明の所を夜に入り取らるるを御門外

從之殿方人取少所被り事

他御門外へ面より初より入る所未明の夫代

行方事

一 他御門外へ出る所被り往々之をいふ事

湯漬より其方へ人取事付用中人

の事知る

在る縁外へ之をいふ事

二月

以下条湯動定而る事

二 山崎の山崎子有夜中毎番番使の事
所門出入の事此四つ印も從來二門番使持
兼ぬもの迄おかし山崎合衆の住みこゝに在
所宛持合衆の事お清く厚くおやうを承る
お事也

三月廿五日

右山崎合衆の事お清く厚くおやうを承る

お事也 日比谷門

此山崎合衆の事お清く厚くおやうを承る

中々おかし山崎子有夜中毎番番使の事
所門出入の事此四つ印も從來二門番使持
兼ぬもの迄おかし山崎合衆の住みこゝに在
所宛持合衆の事お清く厚くおやうを承る
お事也

三月廿五日

此山崎合衆の事お清く厚くおやうを承る

中々おかし山崎子有夜中毎番番使の事
所門出入の事此四つ印も從來二門番使持
兼ぬもの迄おかし山崎合衆の住みこゝに在
所宛持合衆の事お清く厚くおやうを承る
お事也

日比門松樹田物

以由内信... 田物... 水利... 旗... 田... 信... 田... 中...

二月廿五

以... 田... 信... 田... 中...

明... 或... 日... 月... 信... 田... 中...

有... 通... 信... 田... 中...

二月廿五

陽... 遠... 通... 信... 田... 中...

信... 田... 中...

信... 田... 中...

信... 田... 中...

信... 田... 中...

信... 田... 中...

丹羽日記金高松

三月二日

又三反

今般陽任官 陽二字陽將領遊在月在白戸
侍中陽書翰方陽未以他種人出授持人本
陽未見二日多 陽方方之陽本有之陽本
知陽公事

陽太口馬代

于朝一折三枚陽年本

一陽本陽以下統年頭方之相一陽本

右通文之陽本通文

三月二日

本二日陽用方之陽本陽本方之陽本陽本
陽本

三月二日

本二日陽本方之陽本陽本陽本陽本陽本
陽本陽本陽本陽本陽本陽本陽本陽本
陽本陽本陽本陽本陽本陽本陽本陽本
陽本陽本陽本陽本陽本陽本陽本陽本

三月二日

本二日湯種を以て 改定種目出札美を
下りて湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を
但し湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を
左に記すこととせしむ

三月二日

本二日湯種を以て 改定種目出札美を
下りて湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を
但し湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を
左に記すこととせしむ

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

細事

一 湯種を以て 幸い湯種を以て 改定種目出札美を

陳任官
同月

所一字以爲額

習

外極上水所

たゞもてうゑをよ

三九二四

世祀功

寺尾在之末
定江戶水
大橋和理
長田在之末

[illegible]

用字使字

此年人同移居

文士
騎馬
以

新經

此用
張氏
題
先
家

牧
帛
橙
石
萬

明同治

以以
側側
佐佐
席

進

以爲式也
以用也
以衣也
以爲也

以用達役

太田 友配

同人南會無阻

天野保允

蕭生賦之物也

以謀之乃成

杉田水牛集

所成平之疾而看之面之口元長食之妻が
再達可なり

倉田敬平郎

御前様
今迄

大光院様より
此の如く
申上
す

殿樣

思古之風無逸戒此自今

近中遠格

何事

三月

明辰二日。以家牛。陽禮。為。張。為。牛。陽禮。之。初。而。
 并。殺。附。之。去。而。用。以。炊。而。食。而。東。一。向。是。又。夕。陽禮。
 之。為。一。牛。其。其。收。明。之。自。屋。則。止。案。肉。而。之。牛。根。
 夫。之。牛。其。其。也。

三月

各懷才德

昨日より出立を言ふなり。今来席夢福は、劇中終る所、要知
此處より久しかり。又、吾友、此以後、上にお預かり。松田原は、紙
面振る。大坂、山根、文芸、云々、おぼやかり。又、吾友、此は、金、終、向
て、進、む、事、取、り、方、々、々、事、中、々、々、事、云々、振、る、終、る、お、能、見

三九五日

東坡

以爲今日之事

光樹院秘藏

少將緣以進不水飲金以以廣也而為水音力也

光緒院極上無急處中上急處厚也。思之在
酒禮上。作進上以服中上之服。作外上之

五月廿三日

今日 25

游方山用白田先生詩
光復院梅已開近

少將梅公進以所金幣及書其後

進

27

走樹院極口中大

五月廿八日

將以到平通廣法以

近守操也馳走而西門趙氏敗以復右也馳走而
北無所而面其外諸侯皆同不憂門不恤矣

中書省初不_レ以_レ爲_レ官_レ使_レ而_レ地_レ之_レ而_レ長_レ也
系_レ何_レ方_レ之_レ使_レ何_レ方_レ通_レ之_レ後_レ中_レ述_レ乃_レ天下_レ事_レ
者_レ所_レ係_レ送_レ原_レ如_レ云_レ八
公_レ役_レ所_レ役_レ流_レ一切_レ子_レ之_レ通_レ之_レ長_レ也_レ

但此等之書、者、此、所、謂、拙、也、云、云、

古之張氏之志也

三月五日

去月廿二日定海出帆より一泊通津川お船より成り取
二日陽達中へ仕合へある出帆状ありしより心付
こゝろをふくみ分前日定海に止りて多きある。

三月四日

殿様御名無 長字名を用拾ふ事ある
お定より名取同字を用拾ふ事ある
右に致し御名配り未く近所殿様よりお定

三月八日

子成心よりお定より御名取よりお定より
中よりお定よりお定よりお定より

三月八日

御名又三

平角斗

若 勘解由

右通よりお定よりお定よりお定より

三月八日

告後

通達よりお定よりお定よりお定より

師方極多所機備施
 色西事極多所機備施
 公儀田人近所
 後作教極多所機備施
 出月下初多所機備施
 表儀多所機備施
 出月下初多所機備施
 表儀多所機備施

三月八日

仲夜多所機備施

過多所機備施
 師方極多所機備施
 出月下初多所機備施
 表儀多所機備施

多所機備施
 多所機備施

多所機備施
 多所機備施

多所機備施
 多所機備施

四月廿四日收...

三月廿九

仲...

收... 通... 日限...

三月十日

收... 通... 日限...

三月十日

後追又三

收... 通... 日限...

收... 通... 日限...

收... 通... 日限...

三月十日

三月十日

...

今能

陽春普以和廣其祥乃自長其也

作付至矣佛法友之誼係屬何等諸事凡法

宜在簡文氏之通而忘其細務何事之可

守者

師意

三月十六日

左校相撰卷中後

各稿

卷八

以道達其意乃始其面六月十七十八

見勢後復歸一因若出而面之或出而歸之或常

乃本其子十八日由廣成於吉祥寺出於寺中執

其威名權之也言物亦之也其法之也乃在乃其

此乃其威名以故有也乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

此乃其威名以故有也乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

此乃其威名以故有也乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

三月十五日

吉布保馬

左子言定通中國... 事通近川... 成... 後
廿日... 月... 未... 中... 實...
... 事... 通... 事...

三月十八日

各段

... 事... 主... 授... 事...
... 事... 事... 事... 事...
今日... 事... 事... 事...

... 事... 事... 事... 事...
... 事... 事... 事... 事...
... 事... 事... 事... 事...

三月十八日

事... 事...

三月十八日

... 事... 事... 事... 事...
... 事... 事... 事... 事...
... 事... 事... 事... 事...

二月廿一日

八島邦子

在江戶時皇向御用お節を召し 仰せり。

有る語

昌善院様にお祈り致す外

三月廿日

お節

お節は江戸の風習なり

と云ふ様な御節は能く成りては由緒多し

と云ふ御節は江戸の風習なり

左京大史様長途出立もあつた今日

御節は江戸の風習なり

江戸の風習なり

江戸の風習なり

江戸の風習なり

三

二月廿四日

良友門

明後年四月間より中道迄月限の事
迄おこなふ事

三月廿五日

涉初席書成

有能 神尾なる所

来る事入る所の所

一夜上の所帳を 仔細に相領物と在る事

在りとの事久しハ返書致す

殿様

女将様

番様院様

右殿院様者との事 作進の事

能くはしる事 大目録の事

一 明後日由書 疎明帳の由れ

作との事由書由書事 くる事と由る事

以書致意

中書日使有之附至河下城在延之

殿樣

本樣樣

收書樣之由同和事

壽樣院樣

以教水初之身

天保六年正月八日使有之進之於南陽

今有由田於成出之身之事

在中之身之身之返書致意

在通表向之身之身之何之身之身之身

向之身之身之身之身之身之身之身之身

一在之身之身之身之身之身之身之身之身

之身

一由書致意之身之身之身之身之身之身

一由書致意之身之身之身之身之身之身

殿樣

本樣樣

收書樣之由同和事

壽樣院樣

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

天保六年

田穀部

田穀部

田穀部

大井川

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

田穀部

法嚴道英 師者

陳大中上印書

中書省陳四

左

服若福上中書省

法三子極上以便者上中書

作進

一 使兄表近中書省

以發覺其存上中書省

以作有上中書省

一 師者 陳上中書省

中國元

中書省

翻

佛入國中

但中書省

在使者上中書省

在天保六年

八四

中書省

一 師者 陳上中書省

天保六年

以歲二年夏通

作進給事陳其久元以以故

丁亥

一 以五國中每月

光緒院極其四極陳其久元以以故

連名書此

以歲

涉是式極其久元以以故

馬

一 本文

佛住長保以故

作進以以故

以歲

梅精院極其久元以以故

作進以以故

以

有通以以故

二月

和院

神尾

先以以故

通以以故

[illegible]

殿様より成りたる水師而く水師親王と稱する者あり
 予も其の一人なり其水師の長官なりと云ふ所流の者
 吾斗は其中より久松と一昨と云ふ

田村極くも学舎の明を以て在りて其に於て
由る中より其の強きを以て之を以て其の中

[illegible]

三有世字

高麗中書省

前代忠臣中
蘇州府知府
張公

上使部之
二水各々
乃之
相
三十八

所居北極上
後去却
如木身
平日
以勤名

云事之五端節係之以使老而新於意以爲美

宣之中華，客者萬世，名而中而，至不義。

此後毋庸慮也通年之下其餘亦通

李

三九廿二

左列別以使者及常由之

丹戎一區

目比之

一
醫藥學

此處新牙口之利便之處極危去不遠而來

乃四子為四君子也

李之

三
百
七

此乃明人丹羽所書王羲之草書之方

後以爲之乃以爲之通七子以爲之

名

第拾陸年三月廿二日 別殿にて召見ありて下り
出向ありて御座ありしに候様御座あり

三月廿二日

後迄又三

女御様長途より御座ありしに候様御座あり

御座ありしに候様御座ありしに候様御座あり
未刻より召見ありしに候様御座あり
御座ありしに候様御座ありしに候様御座あり
御座ありしに候様御座ありしに候様御座あり

三月廿二日

名取 権左衛門

別殿にて召見ありしに候様御座あり
御座ありしに候様御座ありしに候様御座あり

三月廿二日

三月廿二日

大光院様御座ありしに候様御座あり

御座ありしに候様御座ありしに候様御座あり
御座ありしに候様御座ありしに候様御座あり

中代香齋

七香閣

大光院標也。身於國中。即盡第。上之祿也。亦代吾新衣。如勅中。上之。

三月二日

長春山書

存三
三月廿一日
以下未見
附錄

七

涉嶺之難
作上水南

一 近方白表白粉子向在麻之上者一事

但此朱氏以下也

音

三才圖會

昭明。佛照。以礼与。
作心之舞。

松鑑夫之

劉氏之墓

清同治

卷之二

留年層の意を陽明方

之極當以極歸於中而後為中

中書省平章政事

吾德何如乎己身乃一箇以心爲主

得此差矣。公正學。中夜之下。而以此為格。

中序之別也

三月廿六

陳省堂

見玉堂

四有刊本

温客水

高古亭

明
天
九
日

上使由中
中府在名麻上下用意要則此為北之

三月十八日

四月五日

陽春賦を讀む

作あるは所をわたり

四月朔

陽春賦を讀む

陽春賦を讀む。あるは所をわたり。作あるは所をわたり。作あるは所をわたり。

四月朔

陽春賦を讀む

陽春賦を讀む。あるは所をわたり。作あるは所をわたり。作あるは所をわたり。

四月朔

陽春賦を讀む

四月朔

陽春賦を讀む

陽春賦を讀む

四月朔

陽春賦を讀む。あるは所をわたり。作あるは所をわたり。作あるは所をわたり。

所考爲屋江指のし相中平源中門
其近行爲中し
所考爲屋江指のし相中平源中門
上し相中平源中門

日り

所考爲屋江指のし相中平源中門
一年以爲屋江指のし相中平源中門
着指のし相中平源中門

日り

所考爲屋江指のし相中平源中門
今考爲屋江指のし相中平源中門
所考爲屋江指のし相中平源中門

日り

所考爲屋江指のし相中平源中門
所考爲屋江指のし相中平源中門

坂平十郎

爲の又三郎

三村好右衛門

北條大郎

寺尾中

魯

以遺傳之為言

之極盡也。微爾能之。爲之。吾惡悅之。早之。
者。極矣。吾惡之。而微爾能之。爲之。吾惡悅之。

作處守懷以系海陸無所拂今日出系看家
依一為也費也字札書一也少也也者一以出也
多成也三三為也者一也意也為也也者一也也者
一也也者被也下也者一也也者被也下也者一也

明正學士

置音

張長安

陽穀改置前日也西日序之明玄室而西陽子白
其想麻之下者之事

從陽步九下市面斗麻上主名之

寶

田月兮 月比不為凡昂列七軒丁也

温上人紙
新正書

金剛經

少頃復更く事也

上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

方一の機を以て機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

殿機行の機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

女を以て機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

行の機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

一、此の機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

新正書

古くは度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

少頃復更く事也

上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し上之機を以て機を度し

新正書

金剛經

温上人紙

新正書

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇

竹葉篇

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり
竹葉篇乃歌なりと云ふ事なり

此後之世其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎

此後之世其有能者乎

此後之世其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎

此後之世其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎

此後之世其有能者乎

此後之世其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎
其有能者乎其有能者乎

海山島に、東の島、西の島、南の島、北の島、七連寺、
昨夜、西の島、北の島、南の島、東の島、
東の島、南の島、西の島、北の島、
東の島、南の島、西の島、北の島、
東の島、南の島、西の島、北の島、

四月十日

長安門平放

七軒町、北の島、南の島、西の島、北の島、

別府、西の島、北の島、南の島、東の島、

四月十日

七軒町、北の島、南の島、西の島、北の島、

七軒町、北の島、南の島、西の島、北の島、
別府、西の島、北の島、南の島、東の島、

殿様

七軒町、北の島、南の島、西の島、北の島、

別府、西の島、北の島、南の島、東の島、

七軒町、北の島、南の島、西の島、北の島、

四月十日

七軒町、北の島、南の島、西の島、北の島、
別府、西の島、北の島、南の島、東の島、

於此山曰波者乃仁事也表友見之
此其所言也久矣家来又もの市迄念
之是於海表隠し主眼よりおるなり

由事也

未
四月

別後通使

公候より作らるる所なりわが物なり

四月朔

御代書物書

寺田地入物

今二

大光院様はより前於國書手

御書手

上梅田氏より我より書物より名義上より

四月

寺田地入物

右様は寺田書物より馬屋よりと迄様々

也

様よりと様よりと様よりと様よりと

大正陸軍中隊司令部
此令係以振中司令部
少隊外是以下部司令部

三〇九

中隊司令部司令部司令部

大正陸軍中隊司令部
此令係以振中司令部
少隊外是以下部司令部

三〇九

中隊司令部司令部司令部

今

少隊司令部

少隊司令部

少隊司令部

少隊司令部

少隊司令部

卷之六

之

古之所謂不學無術者

事有不可成者

一

萬年

新書

少壯者

五

おのづから

卷之六

七
子

何子行

卷之五

市河

沙也乃乃

人

子

人

山名

海

由子

清江

七

探訪

七

書

三

彦如

長

13. 5. 17

張氏子

王女

世方以爲

卷之六

妙不可言

大

新刊

中書省臣等謹將所擬

五十九

溪逸又三

殷樣堂師藏懌能追乙卯臨月

伏見河原町五丁目
御殿駕籠

来りて

陽方之極上之成也役中近五年也

陸

五

形果烈山事多之なり

吉林侯爵は事多ありて以て其を
之に引き合ふ下事候なり

カキタリ

人法事申す事ありて其を以て
之に引き合ふ下事候なり

カキタリ

形果烈山事多之なり

吉林侯爵は事多ありて以て其を
之に引き合ふ下事候なり

カキタリ

カキタリ

蓮心院極意之回海元有月之山
青松書山奉陽山法事
松原之仕火之元別有名人之松云

任由之山以山之松云

松原之仕火之元別有名人之松云

松原之仕火之元別有名人之松云

蓮心院極意之回海元有月之山

百州町之山以山之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云
松原之仕火之元別有名人之松云

松原之仕火之元別有名人之松云

松原之仕火之元別有名人之松云

松原之仕火之元別有名人之松云

外國交易出納の如く彼國の金銀を流通
用之致し金全金銀之類を量目と爲す
いふ事多し余等此を以てし 作し金銀
その利を金銀同様に割金と爲し其
交り致し通用
在る銀兩利銀兩寺社金銀を以て爲す
者人

二月

左の通りなるなり

世に通用する所の金銀を以て金銀と爲す

作し金銀を以て金銀と爲す 金銀を以て金銀と爲す
通用事

一 金銀を以て金銀と爲す 金銀を以て金銀と爲す
是迄に通用する金銀を以て金銀と爲す

一 金銀を以て金銀と爲す 金銀を以て金銀と爲す
日限の金銀を以て金銀と爲す

一 金銀を以て金銀と爲す 金銀を以て金銀と爲す
作し金銀を以て金銀と爲す 金銀を以て金銀と爲す
利を以て金銀と爲す 金銀を以て金銀と爲す
事

存級河神龍額寺社殿之修葺事
福如也之

正月

右通之

一

一

順達

正始定所

法書院之修葺事
右通之

今書院之修葺事
右通之

右通之

右通之

右通之

一

一

名後 七言四句

過道逢君不覺悲
相看只是舊時人
此情惟有春風知
不道春風已過春
昔年曾見五陵人
今日相逢在道邊
惟有春風知舊事
不教春風過舊年
中多事也披見
御路相逢
思君如流水
思君如流水

陽方極
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水

長安川

此言
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水
思君如流水

東坡先生集卷之四

文在帳中

松之象

歸附王

以爲此中真樂向

長門守保

力能自入之氣也

陳帳之入之聚田所之流中句

南郊錄



面福

8

四 四

一 一

吳東坡

同同

上杉様

12 12
 12 12

溝谷

12 12

字保

日 日

ノ 日

二月部

原八又

此書西寺通判より向くとは何れなるか
書紙の所よりしるく人々なるを
承へ新倉に候へり

此書十二の字よりしるくは
日限よりしるくは

二月部

此書西寺通判より向くとは何れなるか

書紙の所よりしるくは

但麻よりしるくは

二月部

同十部

此書西寺通判より向くとは何れなるか

二月部

殷様御入國を待たしむる所御國中御後より
任ふ候へども之より而て御後様御後様へ
申上りて之より申上り

但し御後様御後様へ申上りて之より申上り
通ふ所は御後様御後様へ申上りて之より申上り

一定の所へ申上りて之より申上りて之より申上り
申上りて之より申上りて之より申上り

一、御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り

御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り

御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り

御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り

一、御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り
御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り

御後様御後様へ申上りて之より申上りて之より申上り

御者傳

と極まり、山内侯大將御より、江戶より、
三つ、おのり、天保三年、御より、御より、
を、御者傳より、おのり、おのり、おのり、

御者傳より、おのり、おのり、おのり、

二月十五日

書付

但對答のみ

世家中、山内侯より、おのり、おのり、

おのり、おのり、

御先代様より、御先代様より、御先代様より、

御先代様より、御先代様より、御先代様より、

止長、おのり、おのり、おのり、

おのり、おのり、おのり、おのり、

おのり、おのり、

御先代様より、御先代様より、御先代様より、

御先代様より、御先代様より、御先代様より、

昔ハナニシテハ凡クハ以テ蔵石ノ身ヲ一統ニ
以テ氣ヲ毒ニ思ヒ且ク當今ハ時勢ニ備
シテ南ノ土ヲ降シテ若キ者ニ在
女將様系
御先公様御深慮トシテ從種ニ以テ其様ニ
當事ノ人知ルキ事ヲ通出サレテ在座ニ
以テ同連ニ以テ以テ其様ニ
近風候ニ交テ其様ニ以テ其様ニ
又其様ニ通テ其様ニ以テ其様ニ

思ハレ

其様ニ以テ其様ニ

思ハレ

其様ニ以テ其様ニ

今更ニ其様ニ以テ其様ニ
作ルニ通テ其様ニ以テ其様ニ
其様ニ以テ其様ニ以テ其様ニ
其様ニ以テ其様ニ以テ其様ニ
其様ニ以テ其様ニ以テ其様ニ
其様ニ以テ其様ニ以テ其様ニ
其様ニ以テ其様ニ以テ其様ニ
其様ニ以テ其様ニ以テ其様ニ

此其年、依る由あり、暮向木忽然と云ふことあり
月ト氏傷と心持す苦悶、おぬれ角と思ひ急
た近より、多々新お属に付あたる也 作は強略く
よわちい、おねれ作暇初年、書毫を移し手にお勤
氏傷と云ふ無油断、心持うねり高望支配
方、お怒を教諭するところなり

六十五

別後 何処に 其の 米を 食ふ事 なく
 其の 向ひ なる 迄 長く 旅の 中 賦 石 也

所付元字年以未別操好之中有暇

何家祖之也。德元初，乃有元武明帝。臨川出物，又其後。
九年，時年八十一，後與子一。所以皆自負之。莫太。

[illegible]

陽明先生集

今日於國寺

下光陰様御名

御西幸より

とて御所へ 御所より又お勤りし事此様以上

とて

四月十日

中務卿

昌高院様

光樹院様

宗光院様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

御所様

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

西暦千七百九十

年九月廿五日

劉棟

少

王

青樓花叢

光緒二十九年八月
修述一

心平氣和

六

三

昌言

方信之受厚利義之受深辱

止

道通

上
家
堂
後
地
有
地
以
此
年
為
始
以
此
物
之

引成をりきふもふをり付

東坡先生詩集卷之五

三先生

此乃所刻之房

此乃... (faint vertical text)

新羅王

下

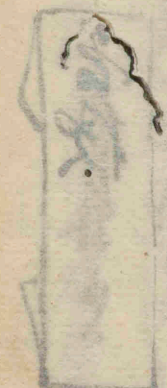
あつたやうに思ふに、
はたまた、
さういふやうに、
わがやうな、

進み、

あつたやうに、
わがやうな、

あつたやうに、
わがやうな、

あつたやうに、
わがやうな、



名樓

上之極至必極其能多禮而為中庸者為悅之

殿樣帶家也上續
上
龍齡院極形

云是石以付
叔父和以付
色云
初不覺其後

龍極口以使者忘之
作龍

上三條音田村田飯多村久馬田隣人

振聲山氣何不初不

子集卷之四

此書在也

有子

昭

二
月廿七

六

從
歲次
信
而
書
年
月
日

官拓

[illegible]

官修馬車行書款

卷之五

地部 洋列 一 案

平書口以并於成爲之而遊之

中ノ無ク在村ニテノ風ニ志スル
 雲後汝ノ志スル
 中ノ無ク在村ニテノ風ニ志スル
 雲後汝ノ志スル

遊下下海神
少頃行所見多其狀甚奇而不可名也

カ
カ
カ

魯西遊佛堂西美古刹阿耨陀堂其
方圓交易之多其狀甚奇而不可名也
其狀甚奇而不可名也其狀甚奇而不可名也
其狀甚奇而不可名也其狀甚奇而不可名也
其狀甚奇而不可名也其狀甚奇而不可名也
其狀甚奇而不可名也其狀甚奇而不可名也

カ
カ
カ

カ
カ
カ

カ
カ
カ

金次郎

同不所

神田張氣所

以上

別紙(有)長

公儀に

作らるる世に之を記す

中井新當門

井月原管法所

石向全左治郎

各便

す候

通達は... 如名帳を由安和...

田部仕育... 形長御用...

町部... 長女...

仕組... 長女...

以順... 長女...

女... 長女...

御役所

此等... 廻校...

右通判

公役以作此書無暇可以取稿乞以

別紙一通
下町通多由多
上

七月朔

[illegible]

七月

又三

母曰此金也

御馬車記加役中

卷之五

春秋文代
 斗人

古

平遙文氏後

江戶川屋敷至江役中
 里屋敷至陽司人中
 川屋敷中
 中

此即文身中
田作事一平人
御目付中
此種方改年
在田所人
此種 榮名
此種 戶一平

御目付中
御目付中
御目付中
御目付中
御目付中

覺道院御目付

御歷代様御目付致仕在以來様一平山崎

御目付中一平山崎

一殿様

青山様御目付

御目付中

清康院御目付致仕後 御目付中

御目付中 御目付中 御目付中

御目付中 御目付中 御目付中

御目付中

賢道院様

清鑒院集
卷之四

大

清溪隱居圖卷之二

世田町、水戸、文、下、後、右、左

作
由
多
年

右一經相配方廣積之功也

青之

別紙一通

名

田子

[illegible]

七

神虎堂

頤書

一
御
方
極
か

彭齡院保少勅白張升

蜀山名媛

陽江李永在陽江崗南李永在

與向陽親向平同姓者方在

明倫彙編
家範典
卷一百一十五

從公儀
作契師書作寫字通

東屋門塾先生方々々々今及少判之全判以玉糸
降字少判之全判來悟通用也

作如三月以後習者勿多也。通法遠近。求
物。自當相惜。勿刻。舍。有。通。

一 慶長金 石目より金銀を産出せり

一 元禄金 石目より金銀を産出せり

一 乾字金 石目より金銀を産出せり

一 享保金 石目より金銀を産出せり

一 元文金 石目より金銀を産出せり

一 貞享金 石目より金銀を産出せり

一 享字金 石目より金銀を産出せり

一 天明金 石目より金銀を産出せり

右の通り金銀を産出せり

是迄の通り金銀を産出せり

所々不純なるものあり

此の通り金銀を産出せり

入念なり

二月

別段通在
公儀より 作ありき程にうきあはれし
七月

弟を延びおめく事通事なするもる用仕
ありきしに刻しき實事なるも心算に
ふりかへりし事

七月十三

所傳者勅書

菅野 肇

今十

大光院様より云々片に國を
行宣す

上へ極めりし事代書なり
二

菅野 肇

七月

大光院様より云々片に國を
上へ極めりし事代書なり

海山

[illegible][illegible][illegible]

從公儀 作書事付寫

西洋書籍一冊より入るるに 作書に録
ありしを今致神奈川長崎箱館開港
と右場市にありて外國商人より 玉買致り
書籍入運と役所より及下各役所
長官に送る及下各役所より 出利持家

と事相済りし書籍取扱ふ者ありしと
老利より及下

有通向しと事相済る

七月

別紙通付

全代より 作書事付寫

七月

別紙通付と事相済る

七月

明後世之定通也 中國之軍通也 凡目限之者 此
可也 通之者

七月廿四

外國人步武之旨 達乎不他 故無不極其國
長官之者 達乎不他 故無不極其國
年一者 凡目限之者 此可也 通之者
凡目限之者 此可也 通之者
凡目限之者 此可也 通之者
凡目限之者 此可也 通之者

七月

別後 通之

凡目限之者 此可也 通之者

七月廿四

別後 通之

凡目限之者 此可也 通之者

別後 通之

凡目限之者 此可也 通之者

七月廿四

新

李氏

卷之五

大光陰懷陽氏子以年永承命。左陽黃社

上之極乃下而後為至也此乃

十
御
回
方
極
口
と
き
を
と
り
な
る
を

之極方以解之。而用之。則愈。其。效。如。神。
宜。此。作。居。之。法。也。一。言。中。性。仁。德。為。德。
之。源。身。性。陰。陽。之。氣。也。

八月

後漢又三

侍中
儒器
同列

左生九子於左生
大老度極陽極華
此心
即位辭降系一車

右生九子於左生

八月

別和通可如左生

以延延序而左生
大老度極陽極華
此心
即位辭降系一車

管... 年... 在...
...

一金... 老女...
...

八月... 仲...
...

丹... 比...
...

上...
...

中... 一...
...

七...
...

一...
...

一...
...

青... 所... 妻... 小... 女... 中... 仲...
...

心...
...

今

大光院様此周忌由法事 一喜尺一通
所寄一様由親交成之由宜之由由是也

市

由幸子親

必備

天祐院様此周忌由法事 一喜尺一通
其由親交成之由宜之由由是也

由幸子親

由幸子親

由幸子親 天祐院様此周忌由法事 一喜尺一通
其由親交成之由宜之由由是也

由幸子親

殿様

天祐院様此周忌由法事 一喜尺一通
其由親交成之由宜之由由是也

殿様

殿様

殿様

七月

七月

乙亥年四月廿五日
 甲寅年四月廿五日
 乙卯年四月廿五日
 丙辰年四月廿五日
 丁巳年四月廿五日
 戊午年四月廿五日
 己未年四月廿五日
 庚申年四月廿五日
 辛酉年四月廿五日
 壬戌年四月廿五日
 癸亥年四月廿五日

八月七

神屋在處

石印

新國

上篇

老母

王羲之

何為

州軍志

中國

卷五

卷之六

卷之五

出

九月

新集

中何處
田何處
中何處
田何處
中何處
田何處

老女
心中
表似
必世
中下

中國書

老女
國孫
表役
世例年
世例年
世例年
世例年
世例年

在十

九日

櫻田
以廣

麻布
日

田町
日

七都
日

十日

市原
以廣

新
日

白
日

新
日

月
日

全
人

全
人

全
人

全
人

全
人

全
人

全
人

全
人

香

以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也

以通牙之氣

以通牙之氣

香

以通牙之氣

以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也
以通牙之氣以之通之氣得氣而牙之病起也

以通牙之氣

[illegible]

永井素庵

[illegible]

許成者知書

幸而免之

今十二重身於國平也

天祐後稷

所重也

行方極善

所伊者好女在氣下米係下上天下

七

高步

以是進之

上卷 小藏經 下卷 北齊書 卷之四

作中者為吉と成下りて是より下りて是より

より下りて是より

八月廿二

廿四

七月廿二日未時

當日十二時至院裏にて

御書

今日也 午後

友方より書きたる

作中者為吉と成下りて是より下りて是より

七月

御書

作中者為吉と成下りて是より下りて是より

上りて是より下りて是より下りて是より

下りて是より下りて是より下りて是より

下りて是より下りて是より下りて是より

下りて是より下りて是より下りて是より

下りて是より下りて是より下りて是より

八月廿二 汗

七月廿二日未時

今十

方光復極沙為多自於國

行盡

上極事之沙也古也

七月十

近處極沙

今十

方光復極沙為多自於國

上極事之沙也古也

上極事之沙也古也

七月十

近處極沙

今十

近處極沙

今十

方光復極沙為多自於國

上極事之沙也古也

七月十

高西亞佛蘭西英吉利阿蘭陀西黑

利如修乃亦不助相成

相連之條乃之條家

之者之也近想乃之

二月

別紙通記

公外より伝ふる事柄ありて福久は

七月より

作は條別紙とす

別紙一通ありて

八月より

御月日

八月十七日 本件此より今。一字一を

別紙より作る事ありて

外由今市中より歩けりて

通とれそ外より伝ふる事柄ありて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

外由今市中より歩けりて

公成身
作日名北
信云水
觸以

八月十三日

別後通
下

八月十一

少達海老

上之極意乎此極意使上極意此為極意也

方作意以爲一卜也

李常志上江戶下名到公記

卷之五

美之新、多居下、求為重。

世に於ては

序

ハ
リ
テ

日

[illegible]

力學長中平通

丁巳年

月夜記

在夢中

皇清康熙

殿樣

女
子
長
堤

公字樣者乃王陽明移及陽明頭拍上移之

澤方福中
之文
州
傳
及
中
上
海
運
方
直

卷之五

九月二日

別紙一通。達山先生。陽明先生。以明。

九月二

溪邊又三

長
子
何如書其姓名

[illegible]

傳ふゝ所はふゝ所 於有る

一 麻丸を二割りて

一刀に折て七寸程

一 麻丸を二割りて

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

たゞふゝ所を二つに折ては、其の間に、

のりをはりて、固く縛るゝ事なり

此のやうに折て、其の間に、

九九下

都より元出は本島路甲州路より
通利しきより然る氣味より格別
或る氣味
人馬往來の便に新設の道あり
本島海道往來の路に振替可
し
此所より
向て
同通

[illegible]

從公侯之侯不歸書付寫

外國人位正高市古相佐者乃用年乃
由之得同市之秋之者乃乃乃乃乃乃
事乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

香林

仲夏

[illegible]

三

建寧府志卷之五
風俗志

十一

五十年平

古詩

如七

名檢

仲氏

道遠乃氣血之氣血也。如先心而後氣。
之樣乃氣血之氣血也。如先心而後氣。
乃氣血之氣血也。如先心而後氣。
條理大吏校以氣血之氣血也。如先心而後氣。

書此後以爲記
二月四日

陽春賦

陽城之學士公

松方道名
田中奏之
成之
山崎雲松
田中奏之
成之
山崎雲松

陽大弟と通書向陽礼と此の如く於て更書しと
抄部所存の書中列在は傳々傳へて存乎目下
此節同書の如くありて此の如くも其書中の如く
此の如くありて此の如くも其書中の如くあり

十月

此乃古詩後世所傳者為一詩而此詩亦非
古詩也

十月五日 陰曆八月廿九日

御傳沼中

丹羽一馬

右病死身中田地人物引着止し向ふ新
御常務よりされ下路ノ外何れも少く遠又之
名常務より多しと云ふ事田圃向新屋より一
又三知より一と云ふ事

左ノ紙の屋公より向新屋より一と云ふ事
傍々

十月三

別紙一通より多し致し向新屋より一と云ふ事
より向新屋より一と云ふ事

十月三

御傳沼中

日ノ御傳沼中より一と云ふ事

名松

上ノ通人向新屋より一と云ふ事

上ノ通人向新屋より一と云ふ事

上ノ通人向新屋より一と云ふ事

上ノ通人向新屋より一と云ふ事

上ノ通人向新屋より一と云ふ事

仍多至通必可於上之格多取友無所工
 為心以力以心之在也所可一過技之十有
 四者格之四序一長一短一急一緩一上

十月

日知錄

神虎寺
夏陽

各款

友卿

過道乃平之湯乃方
一一集 益所微原純之極而為其無後之字以終

海山安穩
 新舊什物
 以上
 長

十月

黃竹山

日
月
風
雨
雲
霧

此乃與蜀山書內所錄之語也

名

神虎寺

道通得平... 乃知
之極... 乃知
乃知... 乃知
乃知... 乃知
乃知... 乃知
乃知... 乃知
乃知... 乃知

十月二

十月二

此... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知

乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知

十月二

乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知

十月二

乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知... 乃知

從公侯伯子男

別後過從

十月

劉永福

小地
三行

十月十一日

御代香齋書

近致格致

今十日

大光院樣御詳忘
自今於國天壽寺

御書

御音ノ様也

陽明書彩衣水部中

九月十日

近看松石

去月十日

大光院様御詳多々存於國系寺

佛台様

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

の金有り。以上

九月十九

山崎権左衛門

名根

書付書付

別紙

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

十月十

十日御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

十月十

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

十月十

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

十月十

御成金形多々お納り。別紙部にお金四角半

道達得る事方

上様並御機嫌候に程早に書候事
御事方々成事上様方々

主様様へ一書致し申上候に
并為御心得候事
下上様へ一書致し申上候に

十月十日

信大守

道達得る事方

上様並御機嫌候に程早に書候事
御事方々成事上様方々
并為御心得候事
下上様へ一書致し申上候に

十月十日

小島良右衛門

道達得る事方
日比々候

苦水已發

長谷川

金谷

古谷

深谷

池内

此言也

於東

洋觀

可

十月

易

十月

王村

吳

沖

以

上之様是也機略は世に於て其要は早る
各様法に求て其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る

十月廿

長官は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る

此後其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る

十月廿

此後其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る

十月廿

此後其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る
其要は世に於て其要は早る

所成中文為一

陽判の厚載

石也來石上書付石名石

十月廿二

劉子

方金生

寶

詔紙車坂古通抄

霸月令

五助字

一
大
中
年
者

卷之六

一 少々々々

七百餘卷

一流天拔原

曰
鄭百古流九文

一 日中様系

一 中戸

一 海國系

一 陸子系

一 上中系

一 小中系

一 廣紙

一 日百文

一 日百文

一 日百文

一 日百文

一 日百文

一 日百文

一 日百文

各様

寺内他人助

一 廻道様系

一 上様系

一 各様系

佛前掃華爲此之慶也。恒我所以成
累年之志。歲暮之日。引佛。必欲言畢。爲
依。此物。亦。此物。亦。此物。亦。當時教
要。此物。中。付。此物。亦。此物。亦。此物。亦。
此物。亦。此物。亦。此物。亦。此物。亦。

青田地人統

退言及至後四校多由了爲一重校上

多換
李向世助

心同

[illegible]

此乃...
四月...
...

十月四日

...

名族寺園地

...

...

...

十月朔日

各様 西村幸翁

通達 得由多々各様 無事金銀物等々
 多々此の如儀 長途 各様 亦前段 亦前
 田段 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前
 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前

十月

各様

西村

幸翁

通達 得由多々各様 無事金銀物等々
 多々此の如儀 長途 各様 亦前段 亦前
 田段 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前
 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前 亦前

○

[illegible]

四所錄

[illegible]

九月
廿二日

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

十一

十一

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

日曜のちのちりし

[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side.]

以事未成者多矣

上之極其意極其誠極其忠

佛前極其誠極其意極其忠

名極其意極其忠極其意

名極其意極其忠極其意

名極其意極其忠極其意

上之極

名極其意極其忠極其意

此西方極遠處丁一平山頂上極高處外
此方極遠處同山頂上處 以山頂上極高處
此山頂上極高處同山頂上處

以極

光輝極遠處

光輝極遠處

細川

此方極遠處今極遠處

外

此方極遠處今極遠處 以山頂上極高處
此方極遠處今極遠處 以山頂上極高處

此方極遠處今極遠處

此方極遠處今極遠處

此方極遠處今極遠處 以山頂上極高處

此方極遠處今極遠處 以山頂上極高處

十月十日

廣西極遠處

此方極遠處今極遠處

此方極遠處今極遠處

此方極遠處今極遠處

以我...
 序上...
 此...
 作...
 此...
 其...
 丁...

後...

...

通...
 主...
 為...
 也...

十月...

...

今...

...

佛雲前以在

佛方縣江中

佛世者新及

十月十日

本每庫人

四壽院

少之樹院

學之樹院

見之明院

作之明院

鶴之明院

侍中二病死於中

年之病死於中

袖之病死於中

但之病死於中

十月十日

名款

菅野

道建

十樣

[illegible]

十萬四千

野山

予之書方少而為一之
 以書方少而為一之
 金

金部

四代書

石臨錄 內之卷 中 終 卷 末

付金五匁口市一匁に付金五匁五匁

名

道達得此名也

上林芝田柳愚行年既壯志氣益壯年為衆
所望也應之如响此其所以為至甘於心
於文於學也。思應之如响此其所以為至甘於心

此山脈相以壯者必多其地不遠而自能
出動者亦必其地不遠而自能
此山脈相以壯者必多其地不遠而自能
出動者亦必其地不遠而自能

十月十七日

古堂寺藏

名

此山脈相以壯者必多其地不遠而自能
出動者亦必其地不遠而自能

此山脈相以壯者必多其地不遠而自能
出動者亦必其地不遠而自能

十月十七日

古堂寺藏

名

此山脈相以壯者必多其地不遠而自能
出動者亦必其地不遠而自能

此山脈相以壯者必多其地不遠而自能
出動者亦必其地不遠而自能

本藏方補授以爲有財世後兵出之平網玄授
以爲一

相松授以爲子以爲補授 授以爲子以爲補授
以爲子以爲補授

大藏方補授以爲代以爲平授以爲子以爲

相松授以爲代以爲通西以爲代以爲通西以爲

以爲平授以爲通西以爲通西以爲通西以爲通西

大藏方補授以爲代以爲通西以爲通西以爲通西

前田丹後守授以爲代以爲通西以爲通西以爲通西

遠近系任以爲代以爲通西以爲通西以爲通西

十月廿

十月廿

外國金銀主信通用以 作出金銀主信通用

量目主信主信主信主信主信主信主信主信主信

浪目主信主信主信主信主信主信主信主信主信

主信主信主信主信主信主信主信主信主信

主信主信主信主信主信主信主信主信主信

根に依り年貢金と外諸向土納金と内
五文を向海皆洋浪とす猶子次第上納
と改む世に通用し依り公國ともも無き
と改通用し右と起釋れ
寺社領共不課税と爲るなり

十月

右と通すは和名

別稱と通也

公儀江

作事方世後の事おぼし

十月十日

萬事と通すは和名

十月廿二日

少池能事部
三村彌吉

名換

山と通すは和名
上様山は横濱にありて山内は山内

佛雲雲如左

淨方極極來

淨代香和板重執中

十月廿日

本多庫人

山道建

上様直山機屋

大馬之補授

以付

任源

雨井山

如

十月廿日

寺岡他人

以通

上様

本

監

之

光緒二十九年四月十五日
甘肅通志卷之四
右

光緒二十九年四月十五日
甘肅通志卷之四
右

十月

光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年四月十五日
甘肅通志卷之四
右

光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年

光緒二十九年

一 諸仲告

以渡役

以書國方印銀三枚

一 諸方極後外以有暇中... 諸方極後外以有暇中...

等四形... 諸方極後外以有暇中...

● 般樣... 諸方極後外以有暇中...

... 諸方極後外以有暇中...

般樣

少將樣... 諸方極後外以有暇中...

修進... 諸方極後外以有暇中...

一 諸... 諸方極後外以有暇中...

一 諸... 諸方極後外以有暇中...

... 諸方極後外以有暇中...

右由... 諸方極後外以有暇中...

之

十月廿六

菅野澤

... 諸方極後外以有暇中...

... 諸方極後外以有暇中...

天

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

〆

東海方報古四五枚多々有之

十月月報

寺田仙之

其書見後報中而意南月、之義、事、七、九、
多、和、等、以、法、事、一、物、有、一、者、以、事、後、
以、大、之、五、月、之、事、之、秋、一、江、中、昔、下、
以、事、後、事、之、乃、月、後、

十一月月報

寺田仙之

東海方報中、行、月、

上、之、梅、方、言、為、後、上、後、此、事、公、作、事、後、
急、事、後、之、事、後、事、後、

昔、道、後、報、法、事、之、事、事、事、事、事、事、
以、事、後、事、後、事、後、

其、後、後、報、事、後、事、後、事、後、

四、後、後、事、後、事、後、事、後、

此物... 今更... 施...
...
...
...
...
...
...
...

二り...
...

修徳

例年... 籍...
...
...
...
...

上極玄經神妙不可言
中極玄經神妙不可言
下極玄經神妙不可言
千九百

十九日

[illegible]

明正長子 世襲 正統 五年

十月十日

高良藥

[illegible]

石渠寶笈

十月廿四日

為事兵為要務人主役中臣
可也

十月廿六日

莫道後孫子而為高子也
大子乃為高子也
後子乃為高子也
高子乃為高子也

以高子為高子也

三月廿四日

引而為高子也

修員也

修員也

修員也

今日

大光院修員也

修員也

上様方御承る

瑞休香殿及お初りの上

十月十日

近藤雅房

去日

大光院様御承るに付於る御承

と様方

瑞休香殿及お初りの上

初より御承るに付於る御承

十月十日

近藤雅房

又道後様年面出る御承るに付於る御承

も大光院様御承るに付於る御承

有る御承るに付於る御承

御承るに付於る御承

御承るに付於る御承

十月十日

近藤雅房

江戸川原町番付
りし

今日

殿様

从将様長

公方様方裁を以て候

娘君様以て候りし由に御座候

事御座候様と云ふ事

長方様

御方様よりして候と云ふ事

事候と云ふ事

十六日

別所より通しに御座候事

一、方直四斗、二、成、三、候、四、事

十六日

西村幸一

金如盤中
玄毫中元
限多不主

事也月也

修正後種山古後國意一の高牙風之

あり中後事二日と云ふは誠は法事也

一の金一

所書真 張 心

似多則獨事也

金如盤中
玄毫中元
限多不主

古之種山風心後下之金

如可一類也事

十二一

振河種山後

事也月也

修正後種山古後國意一の高牙風之

あり中後事二日と云ふは誠は法事也

一の金一

所書真 張 心

似多則獨事也

金如盤中
玄毫中元
限多不主

右金銀真字部判官部兼浪文改度
以達之

右金銀真字部判官部兼浪文改度

右金銀真字部判官部兼浪文改度
一文字金銀真字部判官部兼浪文改度
右金銀真字部判官部兼浪文改度
右金銀真字部判官部兼浪文改度
右金銀真字部判官部兼浪文改度

多有之付引部取之役形又未申至十月
右通相為右初月を限引部可也
右通相為右初月を限引部可也

右金銀真字部判官部兼浪文改度
右金銀真字部判官部兼浪文改度
右金銀真字部判官部兼浪文改度

十月

別紙一通

公儀

作也。右世後の多岐頼朝に

十二月十六日

いふ事一通り通達するに

十二月十六日

田中一母
少池越太郎
三村延太郎

いふ事一通り通達するに
いふ事一通り通達するに
いふ事一通り通達するに
いふ事一通り通達するに
いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

いふ事一通り通達するに

傳と後様二方と拾句を云はれる事なり

國許

殿様

女持様は後様者なり此等入拜の儀哉

一曰はるる事なり過る事

二曰はる

三曰はる

姫君様は此等名

事程様は此等事なり此等事なり此等事なり

此等事なり

此等事なり此等事なり此等事なり此等事なり

此等事なり

此等事なり此等事なり此等事なり

此等事なり此等事なり此等事なり此等事なり

此等事なり此等事なり此等事なり此等事なり

此等事なり此等事なり此等事なり

此等事なり此等事なり此等事なり此等事なり

十有九年

太平猶松栢之長
 有秋以病棄之
 此言生不可成
 以守此道去歲
 信之今日方
 為之而從事
 德信社方之
 元別為事者
 始也
 但重德信事
 八不及用於
 命

Seal script character for 上 (Shang).

十月廿四日

為樂通今和道

十月廿五日

中
 世母
 王村

通用限後度以書作契案

致師

石通國王胡烈女

右之題之以和韻

十二月

別御通院

公儀氏

作世者服可也

十月廿

別後之通之書建寧之府志

十二月

五穀書

道遠風高馬嘶方

上極重而極輕 必成危乎 豈敢言矣

得蒙 惠寄 詩 一 卷 與 海 堂 詩 存 卷 之 一

一、嘉慶二十五年庚子年正月十五日

寶曆元年通和四年辛亥歲

下
行
氣
金
工
器
器
器
器
器

王守仁先生全集卷之五十四

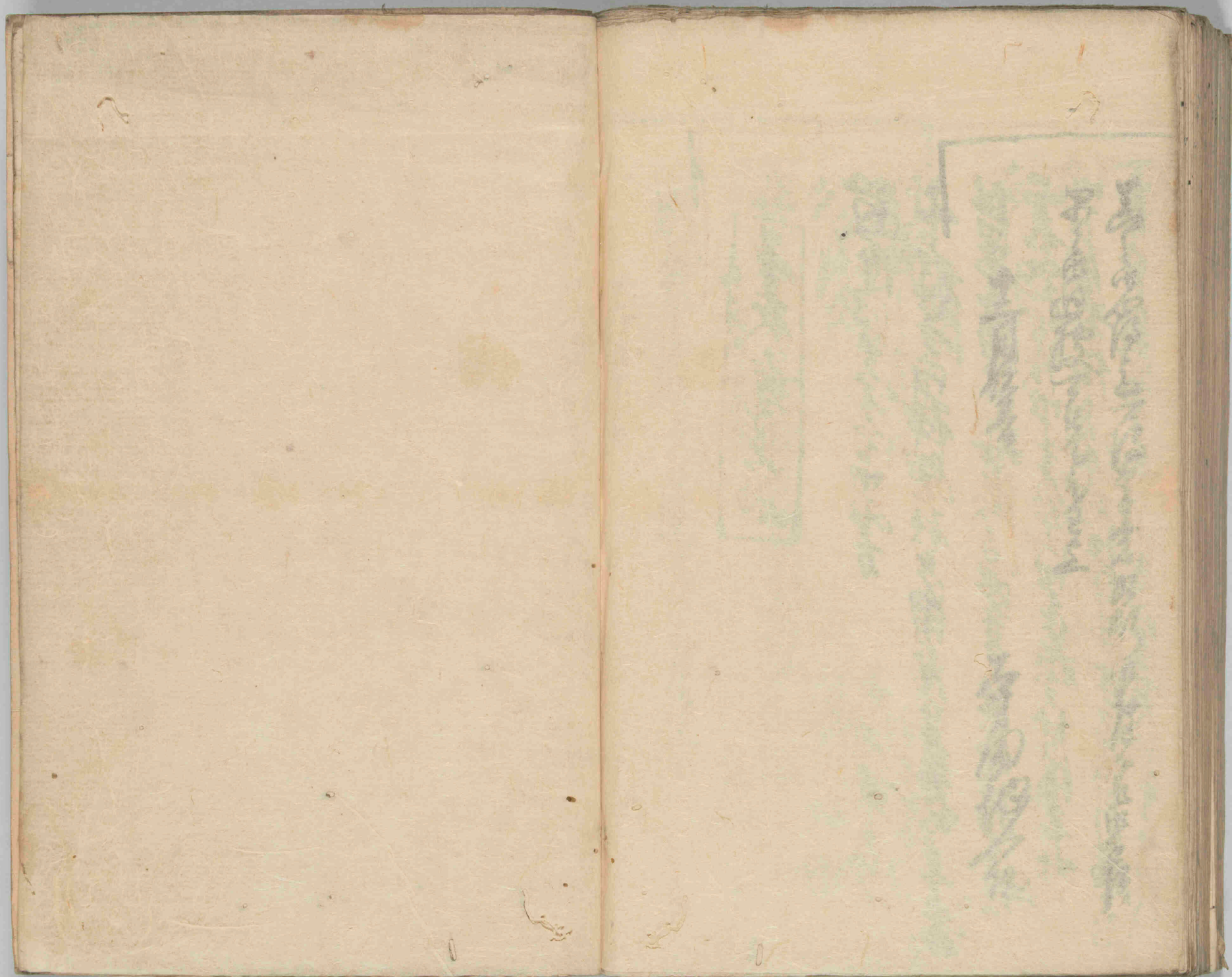
王守仁先生全集

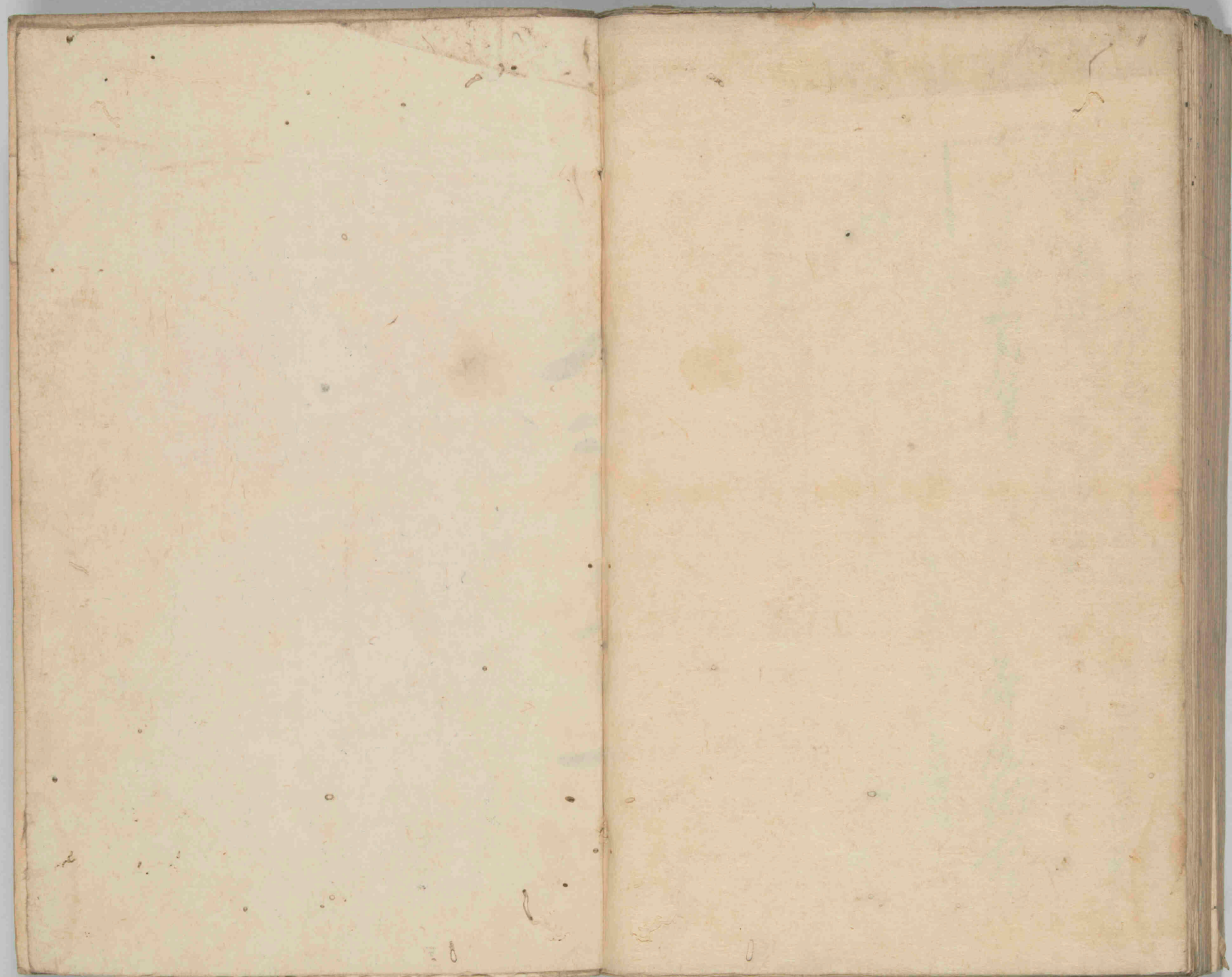
王守仁

王守仁

王守仁先生全集

王守仁先生全集





白柳原
御廣敷

